

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

株式会社西本石油	（名 氏 名 ） 称
八番五五号 広島県広島市佐伯区五日市中央七丁目	主たる事務所又は 事業所の所在地
令和八年四月二七日	取消年月日